

決議

東日本大震災ならびに原発災害の被災者の救済、被災地の復旧をこれ以上遅らせてはならない

(1) 復興災害の再来を許してはならない

東日本大震災ならびに福島第1原発事故による原発災害から早8ヵ月間が経過した。被災地では、家族や住み慣れた住居ばかりではなく、仕事や職場さらにはコミュニティを失った多くの被災者が、安普請の仮設住宅で孤立したまま寒い冬を迎えようとしている。このような事態がこれ以上放置されれば、阪神・淡路大震災で経験した復興災害（究極の事態は孤独死や自殺の多発等）が広範な地域で大規模に発生することが予想される。日本国憲法の平和的生存権の立場からすれば、被災者の全面的な救済、被災地の復旧は一刻を争うことを日本政府とすべての政党、政治家は自覚すべきである。

その対極で、大規模な公共事業を期待する多くの内需関連企業は東日本大震災に関する第3次補正予算を復興特需と位置づけている。津波に襲われた東北沿岸部の被災地の多くは、小漁村であり農村である。今被災地の復興のために緊急に求められているものは、大規模な産業基盤の集中的整備ではなく、被災者への生活資金や仕事や職場の確保のための、漁業や農業を再開するための営業資金である。第3次補正予算を被災者・被災地域の切実な住民要求を実現するために抜本的に組み替え、住民・地方自治体主体の復旧・復興事業が行われるようにしなければならない。農林漁業に壊滅的な打撃を与え、さらには国民生活の安心・安全を脅かすTPPへの参加など言語道断である。

(2) 原発災害を抑制し、被害者を全面救済するのは国の責任である

福島県だけでなく広範な地域で、深刻な原発災害、放射能汚染の実態が次々と市民自身の手によって明らかになっている。他方で、除染活動を徹底すれば、数年間で年間被曝量を1ミリシーベルト以下に抑えることができる地域もかなり存在している。人類の英知を結集し、必要な資金を投入することによって放射能汚染の被害を最小限度に抑制することは政府の責任である。

東電は加害責任を認めながら原発災害は人災ではないという詭弁を弄して、賠償責任を回避しようとしている。着の身着のまま避難を余儀なくされ、先祖代々住み慣れた美しい故郷に戻れなくなった原発災害の被害者に対して、加害者である東電や政府は、いっさいの線引きなしに全面的な損害賠償をただちに行われなければならない。

野田新政権は、財界の意向を受けて停止されている原発を再稼働させようとしているばかりではなく、諸外国に輸出までしようとしている。だが、世論調査によれば国民の多くは原発のない社会を望んでいる。欠陥技術である原発を安全だと偽って日本各地に原発を設置してきた原発推進政策は転換されなければならない。将来世代に禍根を残さないために原発の廃止に向けて政治の決断が求められている。

(3) 復興財源を増税に求める必要はまったくない

政府は、現役世代で負担を分かち合うことを口実に復興財源を増税で賄おうとしている。だが、この増税論は詭弁である。なぜなら、政府の増税案は、一方でグローバル企業が求

めてきた法人税率を引き下げ、他方で所得税の引き上げによって勤労国民に対してだけ増税を求めるものだからである。今回の増税案の背後には、最悪の大衆課税である消費税率の引き上げが控えている。

そもそも復興財源を確保するためにはいかなる増税も必要ではない。日本では現在 10 年物の国債が発行されても、それらは 60 年間で償還するという仕組みになっている。今回増税が必要とされているのは、復興債を 10 年間で完済するという異例の措置を前提しているからである。10 兆円の復興債を発行したとしても他の国債と同様に 60 年償還を継続すれば、そのための費用は年間 1600 億円にすぎない。政党助成金や思いやり予算の廃止、一時停止で十分に賄える金額である。多くの国民が生活苦に陥っている現状では、勤労国民に対する強制的な復興資金の割り当てである増税によってではなく、内部留保をため込んでいる大企業や金融資産を保有する相対的に裕福な国民の自発的な資金提供に依拠して復興財源は調達されるべきである。低金利あるいは金利なしの復興債への応募を政府は呼びかけるべきである。

2011 年 11 月 13 日

日本科学者会議常任幹事会